

○総務省告示第九百七十六号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七
七条第一項の規定により、深谷市、大里郡岡部町、
同郡川本町及び同郡花園町を廃し、その区域をも
つて深谷市を設置する旨、埼玉県知事から届出
があったので、同条第七項の規定に基づき、告示
する。
右の処分は、平成十八年一月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

○総務省告示第九百七十七号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
七条第一項の規定により、比企郡幾川村及び同
郡玉川村を廃し、その区域をもつて同郡ときがわ
町を設置する旨、埼玉県知事から届出があったの
で、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年二月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

○総務省告示第九百七十八号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
七条第一項の規定により、北埼玉郡南河原村を廃
し、その区域を行田市に編入する旨、埼玉県知事
から届出があったので、同条第七項の規定に基づ
き、告示する。
右の処分は、平成十八年一月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

○総務省告示第九百七十九号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
七条第一項の規定により、本庄市及び児玉郡児玉
町を廃し、その区域をもつて本庄市を設置する旨、
埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の
規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年一月十日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

○総務省告示第九百八十号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
七条第一項の規定により、児玉郡神川町及び同郡
神泉村を廃し、その区域をもつて同郡神川町を設
置する旨、埼玉県知事から届出があったので、同
条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年一月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

○総務省告示第九百八十一号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
七条第一項の規定により、西八代郡三珠町、同郡
市川大門町及び同郡六郷町を廃し、その区域をも
つて同郡市川三郷町を設置する旨、山梨県知事
から届出があったので、同条第七項の規定に基づ
き、告示する。
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

○総務省告示第九百八十二号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
七条第一項の規定により、塩山市、東山梨郡勝沼
町及び同郡大和村を廃し、その区域をもつて甲州
市を設置する旨、山梨県知事から届出があったの
で、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年十一月一日からその効
力を生ずるものとする。
平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

○総務省告示第九百八十三号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
七条第一項の規定により、西春日井郡師勝町及び
同郡西春町を廃し、その区域をもつて北名古屋
市を設置する旨、愛知県知事から届出があったの
で、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月二十日からの効
力を生ずるものとする。
平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

○総務省告示第九百八十四号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
七条第一項の規定により、額田郡額田町を廃し、
その区域を岡崎市に編入する旨、愛知県知事から
届出があったので、同条第七項の規定に基づき、
告示する。
右の処分は、平成十八年一月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

○総務省告示第九百八十五号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
七条第一項の規定により、北設楽郡設楽町及び同
郡津具村を廃し、その区域をもつて同郡設楽町を
設置する旨、愛知県知事から届出があったので、
同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

○総務省告示第九百八十六号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
七条第一項の規定により、北設楽郡富山村を廃し、
その区域を同郡豊根村に編入する旨、愛知県知事
から届出があったので、同条第七項の規定に基づ
き、告示する。
右の処分は、平成十七年十一月二十七日からそ
の効力を生ずるものとする。
平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

○総務省告示第九百八十七号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
七条第一項の規定により、新城市、南設楽郡鳳来
町及び同郡作手村を廃し、その区域をもつて新城
市を設置する旨、愛知県知事から届出があったの
で、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

○総務省告示第九百八十八号

市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
七条第一項の規定により、宝飯郡一宮町を廃し、
その区域を豊川市に編入する旨、愛知県知事から
届出があったので、同条第七項の規定に基づき、
告示する。
右の処分は、平成十八年二月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

○法務省告示第四百二十一号

戸籍法第一百七条の二第一項の規定により、次
の町村長を電子情報処理組織によつて戸籍事務を
取り扱う市区町村長に指定する。
この指定は、平成十七年九月十日から効力を生
ずる。
平成十七年八月二十四日

法務大臣 南野知恵子

- 茨城県東茨城郡小川町長 和歌山県東牟婁郡熊野川町長 福井県今立郡今立町長 福島県西白河郡東村長 岩手県東磐井郡藤沢町長 岩手県東磐井郡千厩町長 岩手県東磐井郡室根村長 北海道厚田郡厚田村長 北海道浜益郡浜益村長 徳島県名西郡石井町長

○外務省告示第八百四十一号

アゼルバイジャン共和国政府は、昭和三十六年
十月二十六日にローマで作成された「実演家、レ
コード製作者及び放送機関の保護に関する国際条
約」の加入書を平成十七年七月八日に国際連合事
務総長に寄託した。よつて、同条約は、平成十七
年十月八日にアゼルバイジャン共和国について効
力を生ずる。
（平成十六年七月十三日付け国際連合事務総長
書簡）
平成十七年八月二十四日

外務大臣 町村 信孝